

# にかほ市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 22年度の人件費率
23年度	人 27,612	千円 14,926,906	千円 306,426	千円 2,441,675	% 16.4	% 16.7

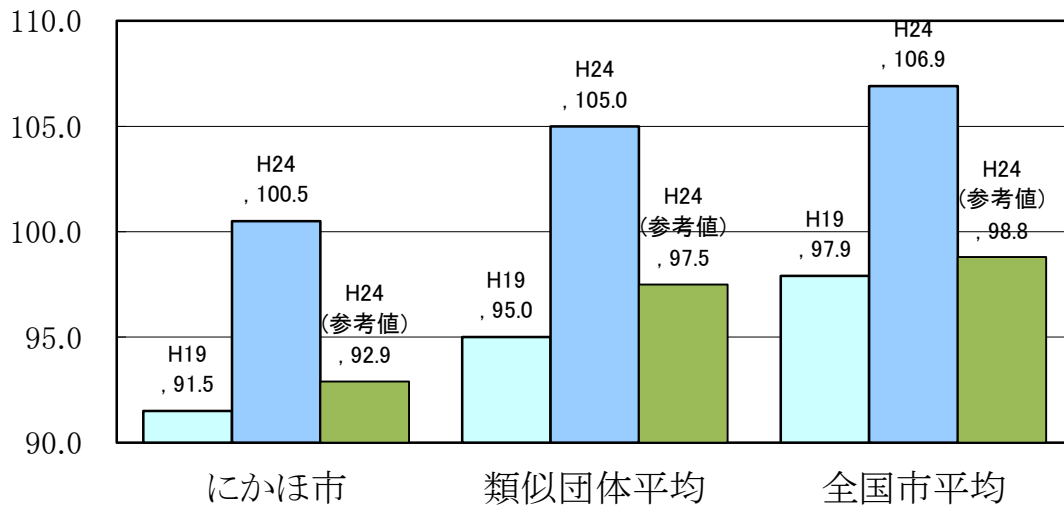
### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	人 301	千円 1,060,111	千円 146,162	千円 387,443	千円 1,593,716	千円 5,295	千円 5,863

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、23年4月1日現在の人数である。

### (3) 特記事項 平成17年10月1日 新設合併 (仁賀保町・金浦町・象潟町)

### (4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

## 2 一般行政職給料表の状況（24年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
最高号給の給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600	456,200

（注）給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

## 3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

（1）職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（24年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
にかほ市	42.8 歳	309,900 円	343,655 円	331,626 円
秋田県	43.3 歳	344,300 円	408,389 円	378,778 円
国	42.8 歳	304,944(329,917) 円	—	372,906(401,789) 円
類似団体	43.5 歳	327,709 円	376,378 円	352,805 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
にかほ市	49.7 歳	19 人	289,500 円	307,484 円	303,737 円	—	—	—	—
うち用務員	53.3 歳	9 人	302,300 円	315,044 円	314,400 円	用務員	53.5 歳	206,600 円	1.52
うち自動車運転手	56.0 歳	2 人	317,900 円	378,700 円	346,000 円	自動車運転	54.7 歳	236,200 円	1.60
うち学校給食員	42.5 歳	7 人	267,600 円	282,771 円	282,771 円	調理師	45.6 歳	200,100 円	1.41
うち看護補助員	—	—	—	—	—	—	—	—	—
秋田県	48.7 歳	335 人	329,600 円	376,466 円	353,352 円	—	—	—	—
国	49.7 歳	3,479 人	270,465 (285,030) 円	—	307,506 (323,181) 円	—	—	—	—
類似団体	49.6 歳	23 人	304,275 円	325,815 円	315,213 円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
にかほ市	—	—	—
うち用務員	5,071,628 円	2,861,400 円	1.77
うち自動車運転手	5,941,300 円	3,120,200 円	1.90
うち学校給食員	4,496,352 円	2,657,800 円	1.69
うち看護補助員	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成21～23年の3ヶ年平均)

※技能労務職員の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
にかほ市	35.9 歳	262,300 円	319,327 円	284,287 円
秋田県	— 歳	— 円	— 円	— 円
国	— 歳	— 円	— 円	— 円
類似団体	38.8 歳	295,383 円	352,939 円	321,113 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況 (24年4月1日現在)

区 分		にかほ市	秋田県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	137,200 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円
消防職	大学卒	178,800 円	— 円	— 円
	高校卒	144,500 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (24年4月1日現在)

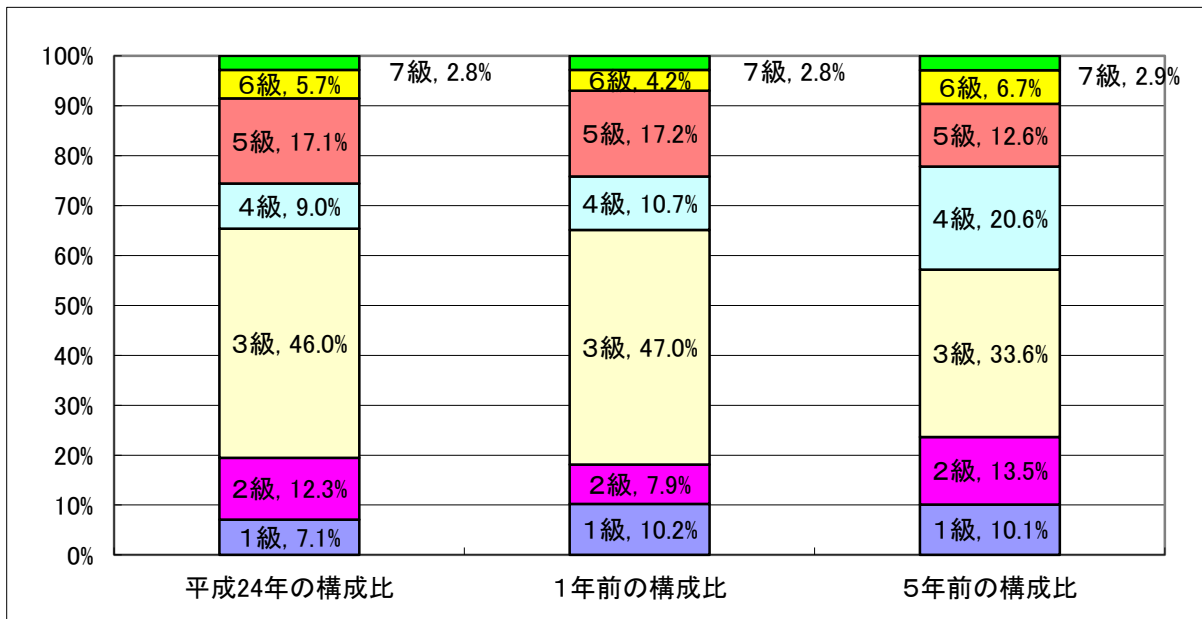
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	227,100 円	268,200 円	304,700 円
	高校卒	200,600 円	232,800 円	274,200 円
技能労務職	高校卒	— 円	220,000 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円
消防職	大学卒	231,200 円	276,150 円	315,400 円
	高校卒	195,400 円	218,400 円	284,650 円

#### 4 一般行政職の級別職員数等の状況

##### (1) 一般行政職の級別職員数の状況 (24年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7 級	部長	6 人	2.8 %
6 級	課長	12 人	5.7 %
5 級	課長・参事・主幹	36 人	17.1 %
4 級	副主幹	19 人	9.0 %
3 級	副主幹・主査	97 人	46.0 %
2 級	主任	26 人	12.3 %
1 級	主事	15 人	7.1 %

- (注) 1 にかほ市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に9級制から7級制に変更している。  
 (旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ 統合)

##### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

職員の昇給は、規則で定める昇給日(1月1日)に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行っている。

## 5 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

にかほ市	秋田県	国
1人当たり平均支給額(23年度) 1,352 千円	1人当たり平均支給額(23年度) 1,600 千円	—
(23年度支給割合) 期末手当 2.575 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.65 )月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.575 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 1.425 )月分 ( 0.65 )月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.600 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.65 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

毎年、6月1日及び12月1日の基準日に在職する職員に対し、基準日以前6ヶ月以内の期間における職員の勤務状況等に基づき支給している。

### (2) 退職手当(24年4月1日現在)

にかほ市	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 勸奨・定年
勤続20年 23.50 月分 30.55 月分	勤続20年 23.50 月分 30.55 月分
勤続25年 33.50 月分 41.34 月分	勤続25年 33.50 月分 41.34 月分
勤続35年 47.50 月分 59.28 月分	勤続35年 47.50 月分 59.28 月分
最高限度額 59.28 月分 59.28 月分	最高限度額 59.28 月分 59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)
(退職時特別昇給 制度無し )	
1人当たり平均支給額 20,437 千円 25,516 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額である。

### (3) 地域手当

#### (24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都内	18 %	0 人	18.0 %

(4) 特殊勤務手当 (24年4月 1 日現在)

支給実績(23年度決算)		4,123 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		54,240 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)		24 %	
手当の種類(手当数)		8	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
市税徴収手当	税務課及び 市民サービスセンター等	市税徴収及び滞納処分従事	勤務1日につき300円 (上限5,000円/月)
産業医手当	産業医として従事する医師	産業医	月額 60,000円
行旅病人行旅死亡人 処理等手当	福祉事務所の職員等	行旅病人又は行旅死亡人の 救護及び処理に従事	1日につき1,500円
危険物取扱者手当	危険物取扱者として従事する職員	ボイラーの管理等	月額 4,000円
清掃業務手当	清掃センターの職員等	ごみ処理業務に従事	月額 7,000円
一般廃棄物処理施設 技術管理者手当	清掃センターの職員等	一般廃棄物処理施設技術管 理者として従事	月額 8,000円
救急業務出動手当	消防署の職員等	救急業務により出動	出動1回につき 200円
夜間特殊業務手当	消防署の職員等	正規の勤務時間の一部又は 全部が深夜における消防業 務に従事	深夜における勤務時間が 2時間以上 730円 2時間未満 410円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	37,863 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	120 千円
支給実績(23年度決算)	30,288 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	97 千円

(6) その他の手当 (24年4月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(23年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外 6,500円 (配偶者がいない場合、そのうち 11,000円 1人について) ・子の特定期間加算額 5,000円 (16歳年度始め～22歳年度末)	同じ	—	34,446 千円	210,035 円
住居手当	借家に居住する職員に支給 ・借家(月額12,000円以上の家賃を支払っている職員に家賃額に応じて支給) 限度額 27,000円	同じ	—	9,469 千円	230,940 円
通勤手当	通勤距離が2km以上である職員に支給 ・交通用具使用(通勤距離に応じて支給) 2,000～24,500円 ・交通機関利用(実費) 限度額 55,000円	同じ	—	13,928 千円	56,847 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い、住居を移転(通勤困難による)し、やむを得ない事情により単身で生活することを常況とする職員に対して支給 基本額23,000円。距離に応じ6,000～45,000円を加算。	同じ	—	0 千円	0 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に、役職に応じて21,000円～48,000円を支給	—	—	20,136 千円	387,231 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
管理職員 特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給(勤務時間が6時間を超える場合は150%を乗じた額) ・部長級の職員 6,000円 ・部長級以外の管理職員 4,000円	—	—	20 千円	5,000 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に対して支給 ・その勤務1回につき 4,200円	同じ	—	0 千円	0 円
休日勤務手当	祝日法による休日及び年末年始の休日に勤務した職員に対して、その勤務1時間につき1時間当たりの給与額の135/100を支給	同じ	—	14,356 千円	175,070 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時まで勤務する職員に、その勤務1時間につき1時間当たりの給与額の25/100を支給	同じ	—	2,954 千円	55,717 円
寒冷地手当	11月から3月までの各月の初日に在職する職員に対して支給(現在経過措置期間中) ・世帯主で扶養親族のある職員 17,800円 ・世帯主で扶養親族のない職員 10,200円 ・その他の職員 7,360円	異なる	支給地域及び経過措置期間	20,551 千円	65,868 円

## 6 特別職の報酬等の状況(平成24年4月1日現在)

区分	給料	月額	額	等
給料 報酬	市区町村長	735,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	( )	816,000 円	1,010,000 円	389,500 円
	副市町村長	563,000 円	800,000 円	526,500 円
	( )	625,000 円		
	議長	274,000 円	528,000 円	274,000 円
	( )	— 円		
副議長	234,000 円	449,000 円	234,000 円	
	( )	— 円		
議員	220,000 円	409,000 円	220,000 円	
	( )	— 円		
期末手当	市区町村長	(23年度支給割合)		
	副市町村長	2.925	月分	
議長	副議長	(23年度支給割合)		
	議員	2.925	月分	
退職手当	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市町村長	735,000×在職月数×0.47	1,658万円	任期毎
備考	副市町村長	563,000×在職月数×0.28	757万円	任期毎
	備考	平成21年4月1日から、特例条例により減額措置されている		

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 7 職員数の状況

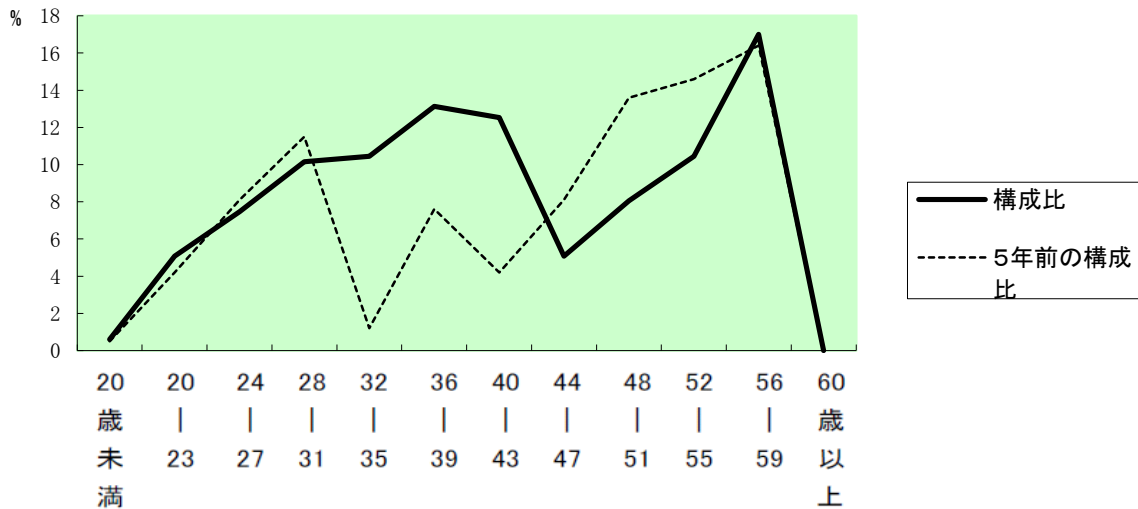
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成23年	平成24年		
普通会計部門	議会	3	3	0	職員派遣終了(減)、業務内容の充実(増) 機構改革による縮小(減) 産休復帰に伴う重複配置終了(減)、施設建設のスタッフ充実(増) 災害復旧に係る職員派遣(増)
	総務	58	58	0	
	税務	14	15	1	
	労働	2	2	0	
	民生	32	31	△1	
一般行政部門	衛生	15	14	△1	
	農林水産	17	17	0	
	商工	16	16	0	
	土木	16	17	1	
	計	173	173	0	
	小計	302	299	△3	
公会計部門	教育	66	62	△4	事務事業見直し(減)
	消防	63	64	1	欠員補充(増)
	小計	40	37	△3	
	合計	342	336	△6	
合計		[383]	[383]	[ 0]	<参考> 人口一人当たり職員数 121.69 人 (類似団体の人口一人当たり職員数)

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (平成24年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	17人	25人	34人	35人	44人	42人	17人	27人	35人	57人		335人



### (3) 職員数の推移

区 分 部 門	19年	20年	21年	22年	23年	24年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	202	189	183	177	173	173	▲ 29 ( ▲ 14.4 %)
教 育	70	71	69	69	66	62	▲ 8 ( ▲ 11.4 %)
消 防	64	64	64	64	63	64	0 ( 0.0 %)
普通会計計	336	324	316	310	302	299	▲ 37 ( ▲ 11.0 %)
公営企業等会計計	48	49	47	42	40	37	▲ 11 ( ▲ 22.9 %)
総 合 計	384	373	363	352	342	336	▲ 48 ( ▲ 12.5 %)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。  
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 8 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 22年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
23年度	427,491	11,051	69,124	16.2	16.8

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
23年度	11	46,688	5,130	17,306	69,124	6,284	6,351

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、24年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項 平成17年10月1日 新設合併  
(仁賀保町・金浦町・象潟町)

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (24年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
にかほ市	47.9 歳	348,672 円	506,860 円
団体平均	45.4 歳	358,043 円	528,316 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

にかほ市(水道事業)	にかほ市(一般行政職・団体平均等)	団体平均(水道事業)
1人当たり平均支給額(23年度) 1,521 千円	1人当たり平均支給額(23年度) 1,352 千円	1,493 千円
(23年度支給割合) 期末手当 2.575 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.65 )月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.575 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.65 )月分	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	—

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (24年4月1日現在)

にかほ市 (水道事業)			にかほ市 (一般行政職・団体平均等)			団体平均(水道事業)
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続22年	23.50 月分	30.55 月分	勤続22年	23.50 月分	30.55 月分	
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		
(退職時特別昇給	無し	)	(退職時特別昇給	制度無し	)	1人当たり平均支給額
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	20,437 千円	25,516 千円	15,253 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)			— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)			— 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
なし	— %	— 人	18 %

エ 特殊勤務手当 (24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)	72 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	72,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)	9 %		
手当の種類(手当数)	1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
水道技術管理者手当	水道事業法に定める必要条件の有資格者で、水道管理上重要な責務を有する職員	水道技術管理業務	月額6,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	1,473 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	140 千円
支給実績(23年度決算)	1,916 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	240 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当 (24年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(23年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外 6,500円 (配偶者がいない場合、そのうち1人について) 11,000円 ・子の特定期間加算額 5,000円 (16歳年度始め~22歳年度末)	同じ	—	1,556 千円	194,500 円
住居手当	借家に居住する職員に支給 ・借家(月額12,000円以上の家賃を支払っている職員に家賃額に応じて支給) 限度額 27,000円	同じ	—	175 千円	175,500 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
通勤手当	通勤距離が2km以上である職員に支給 ・交通用具使用(通勤距離に応じて支給) 2,000～24,500円 ・交通機関利用(実費) 限度額 55,000円	同じ	—	617 千円	56,100 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い、住居を移転(通勤困難による)し、やむを得ない事情により単身で生活することを常況とする職員に対して支給 基本額23,000円。距離に応じて6,000～45,000円を加算。	同じ	—	0 千円	0 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に、役職に応じて21,000円～48,000円を支給	—	—	1,116 千円	372,000 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給(勤務時間が6時間を超える場合は150%を乗じた額) ・部長級の職員 6,000円 ・部長級以外の管理職員 4,000円	—	—	0 千円	0 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に対して支給 ・その勤務1回につき 4,200円	同じ	—	0 千円	0 円
休日勤務手当	祝日法による休日及び年末年始の休日に勤務した職員に対して、その勤務1時間につき1時間当たりの給与額の135/100を支給	同じ	—	0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に、その勤務1時間につき1時間当たりの給与額の25/100を	同じ	—	0 千円	0 円
寒冷地手当	11月から3月までの各月の初日に在職する職員に対して支給(現在経過措置期間中) ・世帯主で扶養親族のある職員 17,800円 ・世帯主で扶養親族のない職員 10,200円 ・その他の職員 7,360円	異なる	支給地域及び経過措置期間	822 千円	74,763 円

## (2) ガス事業

### ① 職員給与費の状況

#### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 22年度の総費用に占 める職員給与費比率
23年度	千円 573,580	千円 △ 135,641	千円 43,193	% 7.5	% 8.2

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
23年度	人 8	千円 28,370	千円 4,291	千円 10,532	千円 43,193	千円 5,399

(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,495

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、24年3月31日現在の人数である。

#### イ 特記事項 平成17年10月1日 新設合併 (仁賀保町・金浦町・象潟町)

### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (24年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
にかほ市	43.8 歳	333,998 円	482,187 円
団体平均	43.6 歳	357,670 円	540,233 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

にかほ市（ガス事業）	にかほ市（一般行政職・団体平均等）	団体平均（ガス事業）
1人当たり平均支給額（23年度） 1,402 千円	1人当たり平均支給額（23年度） 1,352 千円	1,480 千円
（23年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.575 月分 1.35 月分 （ 1.45 ）月分 （ 0.65 ）月分	（23年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.575 月分 1.35 月分 （ 1.45 ）月分 （ 0.65 ）月分	—
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	—

イ 退職手当（24年4月1日現在）

にかほ市（ガス事業）	にかほ市（一般行政職・団体平均等）	団体平均（ガス事業）
（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続22年 23.50 月分 30.55 月分 勤続25年 33.50 月分 41.34 月分 勤続35年 47.50 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （2～20%加算） （退職時特別昇給 制度無し ） 1人当たり平均支給額 — 千円 — 千円	（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続22年 23.50 月分 30.55 月分 勤続25年 33.50 月分 41.34 月分 勤続35年 47.50 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （2～20%加算） （退職時特別昇給 制度無し ） 1人当たり平均支給額 20,437 千円 25,516 千円	1人当たり平均支給額 8,108 千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

（24年4月1日現在）

支給実績（23年度決算）		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
なし	— %	— 人	18 %

エ 特殊勤務手当（24年4月1日現在）

支給実績（23年度決算）	624 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	156,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（23年度）	44.4 %		
手当の種類（手当数）	2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
ガス主任技術者手当	国家試験により甲種又は乙種の免状を取得し、ガス供給、製造及び保安業務に従事する職員	ガス供給、製造及び保安業務	月額10,000円
鉱場保安係員手当	保安技術職員の有資格者で、象潟鉱山・金浦鉱山の保安業務に従事する職員	象潟・金浦鉱山の保安業務	月額6,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（22年度決算）	783 千円
職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	97 千円
支給実績（23年度決算）	600 千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	86 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当 (24年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外 6,500円 (配偶者がいない場合、そのうち 1人について) 11,000円 ・子の特定期間加算額 (16歳年度始め～22歳年度末) 5,000円	同じ	—	1,326 千円	331,500 円
住居手当	借家に居住する職員に支給 ・借家(月額12,000円以上の家賃を支払っている職員に家賃額に応じて支給) 限度額 27,000円	同じ	—	162 千円	162,000 円
通勤手当	通勤距離が2km以上である職員に支給 ・交通用具使用(通勤距離に応じて支給) 2,000～24,500円 ・交通機関利用(実費) 限度額 55,000円	同じ	—	545 千円	68,175 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い、住居を移転(通勤困難による)し、やむを得ない事情により単身で生活することを常況とする職員に対して支給 基本額23,000円。距離に応じ6,000～45,000円を加算。	同じ	—	0 千円	0 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に、役職に応じて21,000円～48,000円を支給	—	—	528 千円	528,000 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給(勤務時間が6時間を超える場合は150%を乗じた額) ・部長級の職員 6,000円 ・部長級以外の管理職員 4,000円	—	—	0 千円	0 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に対して支給 ・その勤務1回につき 4,200円	同じ	—	0 千円	0 円
休日勤務手当	祝日法による休日及び年末年始の休日に勤務した職員に対して、その勤務1時間につき1時間当たりの給与額の135/100を支給	同じ	—	0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に、その勤務1時間につき1時間当たりの給与額の25/100を支給	同じ	—	0 千円	0 円
寒冷地手当	11月から3月までの各月の初日に在職する職員に対して支給(現在経過措置期間中) ・世帯主で扶養親族のある職員 17,800円 ・世帯主で扶養親族のない職員 10,200円 ・その他の職員 7,360円	異なる	支給地域及び経過措置期間	531 千円	66,450 円

# 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

## 1. 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等の民間従業員データ

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
にかほ市	49.7 歳	19 人	289,500 円	307,484 円	303,737 円	—	—	—	—
うち用務員	53.3 歳	9 人	302,300 円	315,044 円	314,400 円	用務員	53.5 歳	206,600 円	1.52
うち自動車運転手	56.0 歳	2 人	317,900 円	378,700 円	346,000 円	自動車運転	54.7 歳	236,200 円	1.60
うち学校給食員	42.5 歳	7 人	267,600 円	282,771 円	282,771 円	調理師	45.6 歳	200,100 円	1.41
うち看護補助員	—	—	—	—	—	—	—	—	—
秋田県	48.7 歳	335 人	329,600 円	376,466 円	353,352 円	—	—	—	—
国	49.7 歳	3,479 人	270,465(285,030) 円	—	307,506(323,181) 円	—	—	—	—
類似団体	49.6 歳	23 人	304,275 円	325,815 円	315,213 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
にかほ市	—	—	—
うち用務員	5,071,628 円	2,861,400 円	1.77
うち自動車運転手	5,941,300 円	3,120,200 円	1.90
うち学校給食員	4,496,352 円	2,657,800 円	1.69
うち看護補助員	— 円	—	—

※「平均給料月額」とは、24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成19～22年の3ヶ年平均)

※技能労務職員の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職種ごとの年齢別の人数のデータ(24年4月1日現在)

区 分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
にかほ市	0	0	0	0	2	0	1	3	5	5	3	0	19
うち用務員									4	4	2		10
うち自動車運転手										1	1		2
うち学校給食員					2		1	3	1				7
うち看護補助員													0

(3) その他の給与に関する事項

ア) 給料表

国の行政職給料表(二)適用

イ) 各種手当

一般職員に同じ

ウ) 毎年1月1日に前1年間の勤務成績に応じて、4号級(55歳を超える場合は2号級)を標準として昇給

## 2. 基本的な考え方

技能労務職については、にかほ市集中改革プランの定員管理適正化計画に基づき、退職者不補充としており、現在新規の採用は行っておりません。

今後も、民間委託や期間限定での臨時任用での対応など、技能労務職の早期の定員削減を図ります。

## 3. 具体的な取組内容

給料表の適用については、国に準拠した取扱いとなっており、見直しは考えていない。ただし国の給料表が改定となった場合は、同様の見直しを行います。

昇給については、技能労務職員だけでなく、一般行政職についても人事評価(勤務の実績・勤務評価)制度の導入が検討されており、同様の取扱いとします。

## 4. その他

技能労務職については、平均年齢49.7歳と高齢化しており、今後10年間で半数以上の職員が退職となることから、事務・事業の見直しは必要な状況にあります。

今後についても、民間に委託できるものは積極的に推進し、更なる定員の削減に努めます。